

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

①志木市の地域特性（志木市地域防災計画より）

本市の地形は、東北部の荒川とその支流の新河岸川とに挟まれる低地、南西部の志木駅周辺の武蔵野台地、台地の侵食により形成された柳瀬川沿いの低地の3つに大別される。

a. 荒川沿いの低地は、志木市付近では標高が5m前後であり、自然堤防、氾濫平野、盛土地等の微地形（台地や氾濫平野、自然堤防等、主として風水害等により形成される地形）が見られる。地質については、台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布している。台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土（腐植土）などが分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。

b. 志木市南西部には標高10m～20mの武蔵野台地がある。この台地は古多摩川の扇状地としてつくられたものであり、北側に緩く傾斜しており、武蔵野台地と呼ばれている。荒川低地及び後述の柳瀬川低地とは、崖線数メートルの崖又は斜面になっている。武蔵野台地は、水害の危険性の小さい安全な台地である。その中であって、台地上の表流水の集中によって谷底平野や浅い谷が部分的に形成されている。地質については、台地面は、関東ローム層と呼ばれる火山灰土で覆われている。

c. 柳瀬川低地は、武蔵野台地が柳瀬川によって侵食されてできた氾濫平野である。現在、志木市側の低地は、氾濫平野上に盛土して住宅団地として利用されている。地質について、谷底低地は台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土（腐植土）などが分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。氾濫低地は荒川、新河岸川及び柳瀬川流域に広く分布する標高の低い平坦面であり、地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下が問題になる場所が多く、地震により液状化しやすい場所である。

また地震について、活断層の活動の度合いをA級（千年あたりの変位量が1m以上10m未満）、B級（千年あたり10cm以上1m未満）、C級（千年あたり1cm以上10cm未満）と区分することが多いが、県内には最も活動度が高いA級の活断層はなく、すべてB級ないしC級と推定されており、これらの活断層の活動間隔は数千年単位と考えられている。

②災害履歴（志木市地域防災計画より）

（風水害）

荒川に面する志木市周辺、特に宗岡地区では、過去に多くの水害が記録されている。宗岡地区は荒川沿いの低地に位置し、新河岸川と柳瀬川とが合流するなど地形的に洪水被害を受けやすいところに立地していることから、水害対策は極めて重要な課題となっており、旧宗岡村では村総囲堤を建設し増水に備えたが、現在は破堤や越流による被害は発生していない。荒川の洪水については、1742年8月、1746年7月、1846年6月、1910年8月、1947年9月の洪水が特に大規模で5大洪水とされている。このため国土交通省及び県による一級河川の改修が進められ、最近では、内水氾濫を除き大規模な河川の氾濫は起きていない。本市の内水氾濫については、平成28年の台風9号による時

間最大雨量 50mm を超える集中豪雨により道路冠水に加え床下・床上浸水被害などが発生した。

(地震)

1923 年 9 月 1 日に発生した関東大震災では、荒川に沿って地割れや液状化が発生した。

③志木市の被害想定（志木市地域防災計画より）

(風水害)

市を流れる荒川、新河岸川及び柳瀬川の洪水浸水想定区域図では、堤防が決壊した場合、市域の広範囲にわたり浸水し、大きな被害が生じることが想定されている。荒川の浸水想定では、志木市駅周辺の高台を除くほぼ全域が浸水すると想定される。新河岸川・柳瀬川の浸水想定では、志木市の新河岸川左岸の宗岡地区全域と柳瀬川右岸の柏町、館の広範囲に想定され、宗岡地区全域の浸水深は、上・中宗岡地区が 0.0m～0.5m、下宗岡地区が 0.5m～1.0m、1.0m～2.0m の深さとなっている。2 階建て家屋の 1 階の天井までの深さとなっている。一部の街区で 2.0m～5.0m の深さとなっている。

また、平成 28 年台風第 9 号の集中豪雨による雨水出水は、道路冠水にとどまらず床下・床上浸水被害をもたらした。このような局地的・集中的にこれまでにない大雨が降る傾向は、今後これまで以上に増加すると考えられる。

(地震)

「東京湾北部地震 (M7.3)」は、県が想定した地震のうち本市に最も大きな被害をもたらし、かつ、最も切迫性の高い (今後 30 年以内に南関東地域で M7 級の地震が発生する確率は 70%) 地震と予測されている。次に大きな被害をもたらすのは「関東平野北西縁断層帯地震」である。

最大震度では、「関東平野北西縁断層帯地震」及び「立川断層帯地震」の震度 6 強が最も大きく、「東京湾北部地震」の震度 6 弱と予測されている。また、帰宅困難者については、いずれの地震においても 3,000 人以上の帰宅困難者が発生すると予測されている。

震災による液状化について、「東京湾北部地震」では、荒川及び新河岸川沿いの危険度が「高い」、「やや高い」と予測されている。その割合は、「高い」が市域面積の 24.2%、「やや高い」が 36.3% で、合わせると市域の約 6 割で液状化の発生が懸念される。

地震の揺れ及び液状化による建物被害は、全壊棟数が 190 棟、半壊棟数が 900 棟と予測されている。また、火災が発生し延焼すると、焼失棟数は、最大で 29 棟と予測されている。

(2) 商工業者の状況

商工業者数 1,837 人 (平成 28 年事業所統計による)  
小規模事業者数 1,442 人 (平成 28 年事業所統計による)  
商工会員数 1,096 人 (令和 2 年 3 月 31 日現在)

製造業	建設業	卸売業	小売業	飲食店・宿泊業	サービス業	その他	合計
224	222	80	356	184	681	90	1,837

### (3) これまでの取り組み

#### ①志木市の取り組み

##### 「防災計画」

現行の「志木市地域防災計画」は、平成 30 年 3 月に改正しているが、平成 23 年 3 月の東日本大震災や平成 26 年 2 月の豪雪災害、平成 26 年 8 月の広島土砂災害など、大規模災害に係る教訓などを反映して改正された法律はもとより各種ガイドライン・指針についても計画に反映し加筆修正を行っている。さらに、県により実施された「埼玉県地震被害想定調査報告書」（平成 26 年 3 月）及び「埼玉県地域防災計画」（平成 26 年 12 月改定）についても反映しており、市の地域防災計画において必要とされる主要な見直しは実施済みである。

一方、我が国ではその後も、震度 7 を 2 回記録した「平成 28 年熊本地震」をはじめ、東北・北海道地方に大きな被害をもたらした「平成 28 年台風第 10 号」などの大規模災害が発生しており、国及び関係機関は、防災に係る各種ガイドライン・指針などの公表や見直しを行っている。

また、「平成 28 年台風第 9 号」は、本市に大きな浸水被害をもたらした。本市の防災活動のあり方についても課題を残した。このような状況を受け、本市においてさらなる防災対策の充実を目指して計画の見直しを行った。

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、志木市防災会議が作成する計画であって、志木市の地域に係る防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興にいたる一連の災害対策を実施するにあたり、防災関係各機関の全機能を有効に発揮して、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

本計画は、本市における災害に対処するための基本的かつ総合的な計画として策定するものであり、計画の構成は次に示すとおりである。

# 志木市地域防災計画

## 第1編 総則

第1章 計画の策定

第2章 防災関係各機関の処理すべき事務又は業務の大綱

第3章 市民、自主防災組織・自警消防隊及び事業所の基本的役割

第4章 志木市の防災環境

## 第2編 震災対策

第1章 震災対策の総則

第2章 震災予防計画

第3章 震災応急対策計画

第4章 震災復旧・復興計画

第5章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画

第6章 火山噴火降灰対策

第7章 最悪事態（シビアコンディション）への対応

## 第3編 風水害対策

第1章 風水害対策の総則

第2章 風水害予防計画

第3章 風水害応急対策計画

第4章 風水害復旧・復興計画

第5章 突風・竜巻等対策

第6章 雪害対策

## 第4編 事故災害対策

第1章 事故災害対策の総則

第2章 大規模事故災害への対応

## 第5編 複合災害対策

## 第6編 広域応援

## 資料編

資料集

様式集

### 「市民総合防災訓練」

志木市では、防災機関関係の連携強化及び技術の向上並びに市民の防災意識の高揚を図るため、志木市地域防災計画に基づき、4年に1回、市民や関係団体、市職員が参加する市民総合防災訓練を実施している。令和元年度は、東京湾北部地震（震度6弱）が8時30分に発生し、市内各所で建物の倒壊や火災などにより、甚大な被害が発生していると想定し、シェイクアウト訓練、情報伝

達訓練、安否確認訓練、給水訓練、災害用便槽のトイレ設置訓練、小型動力ポンプによる放水訓練の6つの基本訓練を実施するほか、各訓練会場の地域住民が事前に検討し、自主的に考えた訓練メニューを取り入れ、地域の実情に応じた訓練及び地域防災計画に規定する事務分掌の訓練を実施した。

#### 「防災備蓄品」

志木市地域防災計画に基づき、以下のとおり計画数を定めて、災害時用備蓄品を備蓄している。

##### i. 食糧・飲料水

アルファ米(炊き出しセット、個食)、粉ミルク、乾燥がゆ、ミネラルウォーター、受水槽改修

##### ii. 備蓄資機材

照明セット、簡易トイレ、障がい者用簡易トイレ、マンホール対応型トイレ(障がい者用含む。)、リヤカー、テント、トランジスタメガホン、ポータブルワイヤレスアンプ、カマドセット、炊出しステーション、高性能単段式圧力調整器(液化石油ガス用)、ラック、自転車、携帯電話、土のう、がれき袋、発電機、ガスパワー発電機、投光機、石油ストーブ、ガスバーナセット、水槽マリンテナー、脚立式梯子、二つ折り担架、チェーンソー、見取図板A型、クロージャッキ、会議用テーブル、折りたたみ式チェア、バケツ、ジャッキ、セーフティコーン、非常用飲料水袋(6L用)、ポリタンク、事務用品

##### iii. 備蓄日用品

毛布、タオル、石ケン、オムツ(パンパースM・L、アテントM・L)、使い捨て圧縮下着、生理用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、ブルーシート、携帯ラジオ、懐中電灯、ノコギリ、ハンマー、金テコ、ナタ、トビぐち、救急箱セット、スコップ、バリケード、カッター、哺乳ビン、平パール、トラロープ、空気入れ、ガソリン携行缶、差し替えベスト、ボランティア腕章、LEDエコラジスマート

#### ②志木市商工会の取り組み

- ・事業継続力強化支援計画策定のための行政担当課との協議
- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・損害保険の周知及び加入促進
- ・総合火災共済(埼玉県火災共済協同組合)
- ・ビジネス総合保険(全国商工会連合会)
- ・業務災害保険(全国商工会連合会)
- ・防災備蓄品の準備
  - 懐中電灯、ブルーシート、予備乾電池、簡易テント、拡声器、軍手、コンロ、工具類、発電機、スコップ、ポリバケツ、ゴミ袋、飲料水、他

## II 課題

<志木市商工会自身の危機管理マニュアルと事業継続計画BCPについて>

1. 危機管理マニュアルが策定されていない。また危機管理マニュアルでは、事前対策と発災時の初動対応を中心に置くため、商工会機能を維持する事業継続の対応策はない。危機管理マニュアル策定後は速やかに事業継続計画BCPの策定が必要となる。
2. 危機管理マニュアルは、事前対策と発災時の初動対応を中心に置くため、商工会機能を維持する事業継続計画を別途策定しなければならない。

#### <小規模事業者への支援について>

- ・事業者の災害リスクの認識が低く、対策が不十分である。
- ・自然災害に対する事前対策や初動対応への助言を行うことが出来る経営指導員、職員が不足している。

### III 目標

#### <小規模事業者に対して>

- ・地区内小規模事業者に対し巡回指導時にリスクマップを活用して災害リスクを認識させる。
- ・事前対策（事業継続力強化計画策定・避難訓練の実施・備蓄品など）の必要性を周知する。
- ・自然災害が事業活動に与える影響（資金ショートによって支払いが出来ない等）を軽減するため、損害保険の加入促進を損害保険会社と連携して行う。

#### <商工会自身>

- ・発災時の初動対応、応急対応と発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、商工会組織内における体制を構築する
- ・発災時の関係機関（志木市役所・埼玉県商工会連合会など）との連携体制を構築する。
- ・事業継続力強化支援計画策定のための志木市役所との協議を契機にして、災害時における市との意思疎通体制を構築する。
- ・危機管理マニュアルを策定後、事業継続を主眼に置いた BCP を策定する。

#### ※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年12月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

### < 1. 事前の対策 >

#### ①危機発生に備えた連携

- ・商工会の事務局機能の復旧には電話や電気などのライフラインの復旧が重要である。
- ・志木市が有する非常時通信手段の使用に関する連携を行う必要がある。
- ・支援計画との整合性を図り、発災時に迅速に応急対策に取り組めるようにする。

#### ②小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、自然災害ハザードマップを事業者に示しながら、事業所立地場所の自然災害リスクと事業継続に対する影響を軽減するための取り組みや対策について説明する。  
(休業の備えとなる損害保険、水災補償の損害保険などへの加入)
- ・商工会の会報やホームページなどで国の施策の紹介や自然災害リスク対策の必要性、損害保険概要、事業継続力強化計画に取り組む小規模事業者の紹介などを行う。
- ・小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定支援を行う。
- ・発災時の避難訓練やけが人の救助訓練（AED使用）、従業員の安否確認訓練の指導や助言を行う。
- ・事業継続に関する普及啓発セミナーや市の施策の紹介、損害保険の紹介を実施する。

#### ③志木市商工会自身の危機管理マニュアルの作成

- ・当会では商工会危機管理マニュアルが未策定である。令和3年3月までに策定する。

危機管理マニュアルには、災害発生時間に備える事前対策として以下の事柄を取り決まる。

- ・発災の警戒レベルごとに職員の行動基準を定める
- ・発災時に速やかに行うべき、避難の手順、けが人の救護活動の手順や役割を定める。
- ・けが人の応急救護場所を確保する手続きを定める
- ・災害対策本部の立ち上げ基準（誰が本部長となるのか、事務局とその役割等）を定める。
- ・職員の安否確認手続きを定める
- ・職員家族の安否確認手続きを定める
- ・商工会館の被害状況を確認すると共に、二次災害防止手順を定める
- ・商工会会員の被害状況確認手続きを定める

#### ④危機管理マニュアル策定後、令和3年3月までに商工会機能を継続するためのBCPを作成する。

BCPには、商工会の重要業務機能を維持するためとして以下の事柄を取り決まる。

- ・初動対応時に求められる避難訓練や職員安否確認訓練を定期的に行う規則を定める。
- ・危機管理マニュアルに従い、災害対策の本部立ち上げ訓練を行う規則を定める。
- ・志木市や埼玉県商工会連合会と連携した連絡体制の確認などの訓練を行う規則を定める。
- ・事業継続計画では優先業務を継続するために必要となる経営資源を特定しなければならない。  
商工会として最も必要となる経営資源は「職員」である。
- ・商工会と職員の住所との距離を事前に把握し、公共交通機関を利用しないで商工会に参集できる

職員の名簿を作成する。

- ・その上で、重要業務の継続に必要となる職員数と災害時に参集可能な職員数の差を把握する。

#### ⑤関係団体との連携

- ・志木市と災害時協力に関する協定を結んでいる事業者との間で協定事項と災害発生時の連携手続きの確認を行う。  
(協定事項とは：食料や飲料水の調達、医薬品など物資の調達、応急土木工事、復旧工事、廃棄物処理 等)

#### ⑥フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画取り組み状況の確認を随時行う。
- ・志木市との定期的な協議を行い、状況確認や改善に向けて協議する。

#### ⑦訓練の実施

- ・地震や台風の発生を想定して志木市役所との連絡ルートが迅速に機能するかの確認を行う。
- ・避難訓練の他、職員の安否確認、小規模事業者の被害状況の確認などの訓練を行う。

## < 2. 発災後の対策 >

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ① 自然災害発災時は、人命救助やけが人の救護活動を第一優先として活動する。
  - ・商工会館来館客の館外への避難誘導、広域避難場所への誘導。
  - ・商工会館内に、けが人の応急救護場所を確保する。
- ② 商工会建物や事務所内の損壊による二次被害（人への落下物の衝突）の防止を図る。
  - ・見回りの役割分担を決めておく。
- ③ 上記の確認が取れた時点から職員並びに職員の家族の安否確認を行う。
- ④ 職員、商工会長の安否確認並びに会館の被害状況について埼玉県商工会連合会が導入を進めているLINE ワークスにて埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。
- ⑤ 事態が沈静化したら、順次会員の安否確認を行う。会員の安否確認後、被害状況については全国商工会連合会災害システムを利用して埼玉県商工会連合会を経由して埼玉県に報告する。

### 2) 応急対策の方針決定

- ① 危機のランクに応じ「別表：職員の行動基準」の通り対応を行う。ただし職員自身自らが命の危険を感じる場合には緊急対応をせずに待機し、危険が去ってから行動を開始する。
- ② 自然災害が勤務時間外に発災した場合には、職員全員は出勤できない。商工会館までの通勤距離を事前に把握し、徒歩にて出勤可能な職員のみで対応することを想定した役割分担を行う。
- ③ 被害状況により可能な場合は小規模事業者の被害状況を確認し、志木市役所と情報を共有する。



「職員行動基準」

危機のランク	危機の内容	職員		対策本部委員	
		(就業時間中)	(就業時間外)	(就業時間中)	(就業時間外)
A	震度6弱以上の地震発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応を行う(避難、未会者の避難誘導)</li> <li>・対策本部長の指示により帰宅する(家族の安否確認が出来ない職員を中心に)</li> <li>・商工会外にいるときは本部長の指示により帰宅する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況を商工会に報告する</li> <li>・対策本部長の指示に従い、自宅待機する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初動対応を行う(未会者の避難誘導、商工会建物の被害状況把握)</li> <li>・商工会に残り対策本部活動(出かけている職員の安否確認、家族の安否確認)を実施する</li> <li>・商工会外にいるときは商工会に至急戻る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況を商工会に報告する</li> <li>・家族の安全を確認した後、商工会に参集する</li> <li>・商工会に参集後、対策本部活動(職員の安否確認、建物被害状況の把握)を実施する</li> </ul>
B	震度5強の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策本部長の指示により、業務を継続する</li> <li>・商工会外にいるときは対策本部長の指示に従う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否状況を商工会に報告</li> <li>・対策本部長の指示に従い自宅待機又は出勤する</li> </ul>	同上	同上
C	震度5弱の地震の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の状況を把握</li> <li>・通常業務を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常通り商工会に出勤</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の状況を把握</li> <li>・相談の受付を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常通り商工会に参集</li> </ul>

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

商工会は巡回訪問を通し、会員など小規模事業者と密接にかかわる地域唯一の組織である。このため自然災害発災時には市や関係機関から頼るべき組織として認識されている。商工会は会員を含む小規模事業者の被害状況を把握し復旧に向けた対応を行うことが求められる。

このため事務局の役割を以下の様に定める（策定予定の危機管理マニュアルにて）。

- ・事務局責任者が即座に会長、副会長に連絡する
- ・対策本部を設置する
- ・会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務（金融、労務、税務）を最優先とする。
- ・職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・会員や小規模事業者の被害状況を確認する
- ・国や埼玉県又は志木市の被災事業者支援策について、会員などに周知する
- ・志木市や埼玉県商工会連合会との連絡を担い、連絡の窓口となる
- ・会員からの要望を取りまとめる
- ・会員からの問い合わせに対応する
- ・会員等小規模事業者の被害状況を確認し、志木市や埼玉県商工会連合会に報告する
- ・志木市商工会と志木市が共有した情報を埼玉県が指定する方法にて、埼玉県に報告する

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・組織運営に係る業務（会議など）は縮小し、会員等小規模事業者からの相談受付や支援業務を最優先とする。

- ・ 職員の安全や商工会館の安全が確認された時から、相談窓口を開設する
- ・ 会員や小規模事業者の被害状況を確認する
- ・ 国や埼玉県又は志木市の被災事業者施策について、会員などに周知する

#### < 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・ 埼玉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災した会員など小規模事業者に対して支援を行う。
- ・ 被害規模が大きく、職員だけでは対応が困難な場合は、他の地域からの応援派遣などを埼玉県に相談する。

#### その他

- ・ 上記記載内容に変更が生じた場合には、速やかに埼玉県へ報告する。

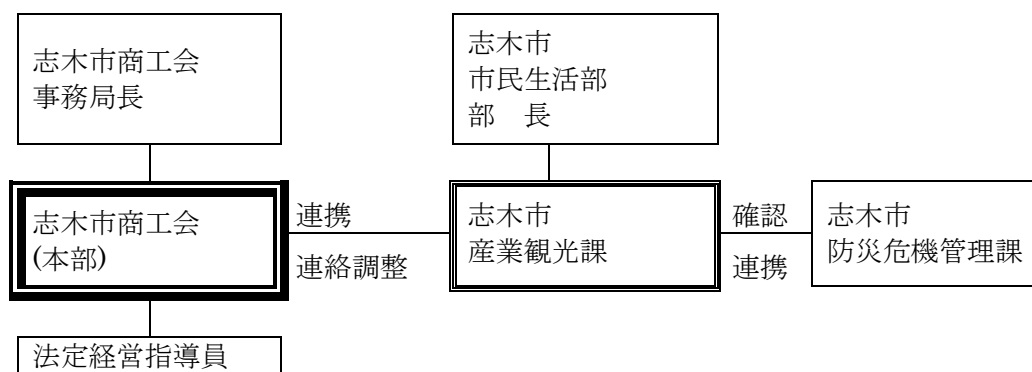
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年12月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 藪下 裕 (連絡先は後述 (3) ①参照)

経営指導員 井上直子 ( " )

経営指導員 五十嵐和美 ( " )

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度 等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

・本計画の具体的な取組の企画や実行

・本計画に基づく進捗確認等、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会/商工会議所、関係市町村連絡先

①志木市商工会

〒353-0004 埼玉県志木市本町1-6-30

TEL048-471-0049 FAX048-471-0057

E-mail: siki@an.wakwak.com

②関係市町村

志木市役所市民生活部産業観光課

〒353-0002 埼玉県志木市中宗岡1-1-1

TEL048-473-1111

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	180	180	180	180	180
専門家派遣費	33	33	33	33	33
ポスター・チラシ作成費	50	50	50	50	50
通信運搬費	97	97	97	97	97

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、志木市補助金、埼玉県補助金、国補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
連携して実施する事業の内容	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携して事業を実施する者の役割	
① ② ③ ・ ・ ・	
連携体制図等	
①	
②	
③	